

あおもりDXプロモーション業務委託仕様書

1 本業務の目的

「デジタル化することにより起こる変化」を県民がポジティブに捉え、県全体のDX推進を後押しする機運が高まるよう、県民に対しDXのメリットや必要性について理解と共感を促すこと。

2 業務の内容

(1) コラム記事及び動画の制作

県内のDX取組事例に関するコラム記事及び動画を制作する。

ア 想定するターゲット

- ①デジタル化がもたらす環境変化に、抵抗感がある県民
- ②デジタル化が進むメリットを実感できていない県民

イ 対象とするDX取組事例

- ①県内の自治体や民間事業者等が実施する事例とする。
- ②発注者が指定する以下の事例2本のほか、4本（計6本）を発注者と協議して決定すること。

事例	実施主体	実施エリア	掲載時期の目安
メタバースを活用した英語教育	中泊町	西北地域	10月(特集月間)
県内女性デジタル人財育成	青森県	県内全域	12月

ウ 制作本数、仕様等

下表のとおりとする。

区分	本数	仕様
コラム記事	6本	・写真3～4枚程度 ・テキスト1,200字程度
動画	3本	・コラム記事6本のうち3本の事例について動画を制作する。 ・うち2本は、発注者が指定する「中泊町メタバースを活用した英語教育」「県内女性デジタル人財育成に関する取組」とする。 ・5分程度 ・県YouTube掲載用（本編）
	3本	・10～15秒程度 ・上記動画のダイジェストで、縦型ショートバージョン ・県SNSに掲載する広報用（本編への導入）

※制作した記事及び動画は、県ホームページ及び県YouTubeチャンネルに掲載

エ 記事の内容等

- ・取組内容のほか、「担当者の思い」など、取組に至るストーリーに重点を置いた内容とする。
- ・取材者と取材対応者の対話形式、専門用語を使わないなど、読みやすさや認知しやすさに配慮する。

オ 制作スケジュール

令和7年9月～令和8年2月まで、毎月1本程度県ホームページ等に掲載できるように制作すること。

カ 主な役割分担

【受注者】事例の提案、取材先との連絡調整、企画・取材、制作、掲載レイアウト等の助言

【発注者】事例の決定、取材先への同行、県ホームページ・県YouTubeチャンネルへの掲載

(2) 広報の実施

コラム記事及び動画の閲覧を促すための、適切な広報媒体、方法（インターネット広告その他の企画など）及び期間を提案し、発注者と協議して決定のうえ実施すること。

(3) 特集月間に関する取組の実施

10月がデジタル庁が定める「デジタル月間」であることを踏まえ、当月を特集月間として、他の月と差別化する方法について提案し（コラム記事の仕様変更、広報手段・頻度の強化など）、発注者と協議して決定のうえ実施すること。

3 成果品

発注者の指定する時期までに、次の電子データをDX取組事例ごとに納品すること。

①写真データ必要枚数及びテキストデータ（1,200字程度）

②制作した動画データ（YouTube等で公開可能な形式）

4 著作権

(1) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

(2) 本業務の成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て発注者に帰属するものとする。

また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても発注者に帰属するものとする。

(3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。

(4) 受注者は、発注者並びに発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

5 業務実施にあたっての留意事項

(1) 受注者からの提案内容について、仕様書の内容を満たしているかどうかを判断する場の設定や提案書等の提供を求めた際には、速やかに応じること。

(2) 受注者は、本委託業務の遂行上知り得た情報、資料について承認なく、この契約以外の目的で使用し又は第三者に漏洩してはならない。

(3) 受注者は、委託業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、協議の上処理すること。